

IFRSにおける研究開発投資に関する会計処理が 日本企業の財務情報に及ぼす影響

— ドイツ自動車製造業を対象とした事例分析を参考に —

The Effect of IFRS Accounting for R&D Investment on Financial Information of Japanese Companies: Referring to Precedents of German Automobile Manufacturer

野口 倫 央*
Tomohiro NOGUCHI

キーワード：国際財務報告基準、会計基準の国際的収斂、研究開発投資、条件付資産認識法

Key words: IFRS, international convergence, R&D investment, selective capitalization

要約

国際会計基準/国際財務報告基準(IFRS)は、一定の条件を満たす開発投資を資産として認識する条件付資産認識法という会計処理を要求している。これは、研究開発投資の全額を、発生時に費用として認識する発生時全額認識法を要求する日本の研究開発会計基準とは大きく相違するものである。

現在、日本において、IFRSの強制適用に関して、活発な議論が展開されている。そのような中において、IFRSの強制適用が会計情報に与える影響についての分析は重要性が高い。そこで、本研究の目的は、研究開発投資の会計処理を、発生時全額費用認識法から条件付資産認識法へ変更することによる日本企業の財務情報への影響を、ドイツ企業の事例分析を通じて明らかにすることにある。

検討の結果は、次のとおりである。すなわち、条件付資産認識法と発生時全額認識法とでは、利益計算に多大な相違は生じない。しかしながら、条件付資産認識法により認識される開発資産は、研究開発投資の多い自動車製造業における毎期の研究開発投資の約100%以上にも達する。そのため、条件付資産認識法は、金額的にも重要性の高い開発資産情報を提供することが明らかになった。

Abstract

IFRS requires to capitalize of development investment that meet some conditions (so-called

* 東海学園大学経営学部経営学科

selective capitalization), whereas Japanese accounting standard requires to expense all R&D investment. The difference is big between the two.

Recently, mandating IFRS have been discussed in Japan. We need more investigate of the effect of IFRS on financial information. Therefore, in this paper, the objective is to analyze the effect of IFRS accounting for R&D investment on Japanese financial information through the case study on German Company.

We find that, in income statement, two accounting methods don't make a difference of income determination. However the different outcome is observed in balance sheet. Selective capitalization recognizes the development assets and the value is not small. That means selective capitalization provides informative development assets.

1 はじめに

企業会計審議会は、2009年に「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を公表した。これを受け、金融庁は、2009年に、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」を公表した。その結果、日本においても、一定の条件を充足する企業は、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board; IASB）が設定する、国際会計基準（International Accounting Standards; IAS）および国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards; IFRS）（以下、IASとIFRSの両者を合わせ、IFRSとする。）を任意で適用することが可能となった。

IFRSを適用することで、従来から大きく変更される会計処理の一つが、研究開発投資の会計処理である。この研究開発投資の会計処理は、会計基準の国際的収斂を論じる際、話題の一つとして取り上げられることの多い論点である⁽¹⁾。現在、日本基準では、研究開発投資の全額を費用認識することが要求されているが、IFRSでは、一定の条件を充足する開発投資の資産認識が要求されている。

IFRSの適用により、研究開発投資に関する会計処理が変更されると、財務情報に何らかの影響を与えると考えられる。しかしながら、どのような影響を及ぼすかは、実際の事例をみなければ明らかにならない。そこで、本研究の目的は、IFRSにおいて規定されている研究開発投資の会計処理が、日本企業の財務情報にどのような影響を及ぼすかについて、ドイツ企業の事例分析を通じて明らかにすることにある。ドイツ企業の事例を研究対象とするのは、IFRSが強制適用されたことにより、研究開発投資の会計処理が、発生時全額費用認識法から条件付資産認識法に変更された経緯を有するためである。

本研究を通じて、IFRSに規定されている研究開発投資に関する会計処理が財務情報に及ぼす影響が明らかにされるならば、そのことは、今後の理論研究、基準研究および実証研究の出発点となり得る。ここに、本研究の意義が見出される。

本研究の構成は、以下のとおりである。まず、次節で、IASBが要求する研究開発投資の会計処理の特徴を、会計の機能および経営者の裁量の観点から明らかにする。その後、第3節では、本研究と関連性のある先行研究をレビューするとともに、先行研究で得られた知見と残された問題点を明確にする。第4節では、ドイツの自動車製造業に属する企業3社に焦点を当て、IFRS適用後の研究開発投資に関連する会計情報の推移を、グラフを用いて検討する。第5節では、事例分析で得られた知見を日本企業に援用させ、財務情報にどのような影響が生じるかを観察する。最後に、第6節において、本研究の結論と今後の課題を述べる。

2 IFRSにおける研究開発投資に関する会計処理の特徴

2-1 改訂IAS第38号と経営者の裁量

IASBは、2004年に改訂IAS第38号「無形資産」を公表した。そこでは、研究開発投資の会計処理が、無形資産の一つである自己創設無形資産として規定されている。ここでは、研究開発投資の認識および測定について、経営者の裁量という視点からIFRSにおける研究開発投資に関する会計処理の特徴を明らかにする。

(1) 認識

IASBは、研究開発局面を、研究局面と開発局面とに分けて、局面ごとに異なる会計処理を要求している。研究局面における投資に対しては、経済的資源としての資産性を見出すことはできないとし、IASBは、発生時に全額を費用として認識するよう要求している⁽²⁾。その一方、開発局面における投資に対しては、一定の資産認識規準を設け、経営者がそれらを充足すると判断した場合には、経済的資源としての資産性を見出すことができるとして、資産としての認識を強制する条件付資産認識法を要求している⁽³⁾。

IASBの要求する研究開発投資の会計処理は、まず、研究開発投資の局面を研究局面と開発局面に分けて検討するよう要求しているが、この分解は容易ではない。ここに経営者の裁量が介入する余地がある。

さらに、改訂IAS第38号は、認識規準の充足に関して、経営者の裁量に依存している点で特徴的であり、アメリカ基準および日本基準において要求される会計処理とは、大きく相違するものである。アメリカの財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board; FASB）や

日本の企業会計審議会は、研究開発投資のもたらす将来便益の不確実性を論拠として⁽⁴⁾、研究開発投資の全額を、その発生時において費用認識するという経営者の裁量が介入しない、画一的な会計処理を要求している⁽⁵⁾。これに対して、改訂IAS第38号は、認識に関して、認識規準の充足判断を経営者に求めており、経営者の裁量を要求するものである。

(2) 当初測定および事後測定

IASBは、資産認識した開発投資を取得原価で測定するよう要求している⁽⁶⁾。なお、当初認識後の測定に関して、IASBは、原価モデルか再評価モデルのいずれかの方法により行うよう要求しており、両測定方式に優劣はない⁽⁷⁾。

測定に関しては、当初測定こそ、取得原価測定という画一的な測定を要求しているものの、事後測定に関しては、原価モデルと再評価モデルに優劣をつけず、経営者の判断による選択を迫っている。この点においても、経営者の裁量を要求している。原価モデルによれば、償却方法および耐用年数、残存価額の設定等において経営者の裁量が介入し、再評価モデルによれば、公正価値測定方法の選択および将来キャッシュ・フローの見積り等、種々の点で経営者の裁量が介入することとなる。

2-2 会計の機能と経営者の裁量

IASBの研究開発会計基準によれば、経営者の裁量が介入することになる。会計処理や会計情報に介入することの是非は、会計にいかなる機能を期待するかにより異なる。ここでは、意思決定支援機能と契約支援機能という2つの視点⁽⁸⁾から検討を行う。

(1) 意思決定支援機能

現在、IASBをはじめ、多くの会計基準設定主体が、意思決定に有用な財務情報を提供することを財務報告の目的として、概念フレームワークにおいて規定している⁽⁹⁾。これは財務情報に期待される機能のうち、意思決定支援機能に依拠したものである。

財務情報の提供は、金融商品取引法等により制度化されている。しかしながら、経営者が情報利用者に対して財務情報を提供するのは、法令等による制度化だけが理由ではない。経営者が有する内部情報を、外部の情報利用者に対して提供することで、両者間に存在する情報の非対称性が緩和され、逆選択やモラルハザードのような問題を解決させ、資本コストの低下に繋がり、経営者にとっても利点があるからである⁽¹⁰⁾。財務情報の提供には元来、経営者による内部情報の提供が含意されているといえる。

内部情報を外部の情報利用者に伝達するためには、財務情報に経営者の見解を織り込む必要がある。したがって、経営者の裁量が介入した会計処理が求められることになる。このような内部

情報の追加的伝達という点に、経営者の裁量が介入するメリットがある。

このように意思決定支援機能の観点から、研究開発投資の会計処理を考えると、経営者の裁量を必要とする条件付資産認識法の方が、発生時全額費用認識法よりも意思決定支援機能と統合的な会計処理といえる。なぜならば、条件付資産認識法によれば、開発資産など発生時全額費用認識法では導出できない情報を提供し得るからである。

さらに、目的論的には、条件付資産認識法に基づき計算される研究開発費は、費用性を有するものに限られる。これに対して、発生時全額費用認識法による場合、研究開発投資の全額が、一律で費用認識され、損益計算書には、費用性のないものまで費用として認識され得る。この点から、両会計処理を比較すると、利益計算において、費用性のないものを費用とする発生時全額費用認識法による場合の利益よりも、費用性のあるもののみを費用とする条件付資産認識法による場合の利益の方が、意思決定に有用であると考えられる。このことから、条件付資産認識法の方が、意思決定支援機能と統合的な会計処理であるといえる。

(2) 契約支援機能

財務情報に期待されるいま1つの機能が、契約支援機能である。契約支援機能に期待されるのは、企業を取り巻く種々の利害関係者間において対立する利害の調整である。そのため、求められる財務情報の特徴は、硬度の高い数値である。なぜならば、企業に関連する契約が効率的に行われるためには、信頼性の高い、言い換えれば、経営者の裁量により変動しない財務情報が望まれるからである。

契約支援機能の観点から考えると、経営者の裁量の介入は望ましくない。会計処理に経営者の裁量が介入するという事は、利益操作も可能になるということの意味し、結果として、外部の情報利用者の意思決定をミスリードする可能性も有しているからである。このような問題を解決する方法として、画一的な会計処理の要求が考えられる。このような会計処理を要求することで、経営者の裁量が介入する余地、ひいては利益操作の余地をなくすることができるからである。

このような契約支援機能の観点から、研究開発投資の会計処理を考えると、発生時全額費用認識法の方が、条件付資産認識法よりも統合的な会計処理といえる。改訂IAS第38号の認識規準が経営者の判断に依拠していることから明らかであり、条件付資産認識法による場合、経営者の裁量で開発投資の資産認識の割合など調整が可能である。したがって、経営者の裁量を必要とする条件付資産認識法では、硬度の高い財務情報を導出することは困難である。これに対して、発生時全額費用認識法が要求する処理に経営者の裁量が介入する余地はなく、かつ保守的である。これらのことから、発生時全額費用認識法の方が、契約支援機能と統合的な会計処理である。

(3) 会計の機能・経営者の裁量および会計処理の関連

図表1 会計の機能・経営者の裁量と研究開発投資の会計処理

会計の機能	経営者の裁量の要否	研究開発投資の会計処理
意思決定支援機能	経営者の裁量必要	条件付資産認識法
契約支援機能	経営者の裁量不要	発生時全額費用認識法

出典：筆者作成。

研究開発投資の会計処理を会計の機能および経営者の裁量という視点から分析すると、図表1のような連携性をみることができる。すなわち、意思決定支援機能を充実させるためには、経営者の裁量が介入する必要がある、それと整合的な会計処理は条件付資産認識法となる。一方で、契約支援機能を充実させるためには、経営者の裁量を織り込んでではなく、それと整合的な会計処理は発生時全額費用認識法となる。

このように条件付資産認識法と発生時全額費用認識法の優劣は、立脚点により異なる。しかしながら、現行の会計制度が、概念フレームワークとの整合性を重視していることを考慮すると、改訂IAS第38号において要求される条件付資産認識法の方が、概念フレームワークとの親和性が高い会計処理である。

3 先行研究のレビュー

3-1 事例分析を用いた先行研究

本研究は、ドイツ自動車製造業の事例分析を通じて、研究開発投資の会計処理を発生時全額費用認識法から条件付資産認識法へ変更することで、日本企業の財務情報に及ぼす影響がいかなるものであるかについて明らかにすることを目的としている。本研究のように、事例分析を行った先行研究として、企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan; ASBJ) の調査レポートである ASBJ (2008) と山内 (2013) を挙げるができる。

ASBJ は、2008 年に「社内発生開発費の IFRS のもとにおける開示の実態調査」を公表した。これは、IFRS を適用しているヨーロッパ企業 50 社の研究開発投資に関する会計処理の事例を分析したものである。

ASBJ (2008) によると、開発投資を全額費用認識した会社は 18 社、資産認識した会社 (資産認識額が開示されている会社) は 25 社、会計方針に記載はあるが、資産化しているかどうか不明な会社は 7 社であった。このことから明らかなように、開発投資の会計処理に大きなばらつきがみられる。ASBJ (2008) における調査からは、次の 3 点を指摘できる。

- ① 資産認識は業界によって大きく相違し、製薬業界は全ての企業が資産認識していないのに対

し、自動車業界や電機業界は全ての企業が資産認識している。自動車部品業界もほとんどの企業が資産認識している。

- ② 研究開発投資のうち資産認識された割合を示す資産認識率は業界により異なり、自動車業界は比較的高いが、化学業界は軒並み低いものとなっている。
- ③ 自動車業界はどの企業も高い資産認識率を記録しているが、電機業界や自動車部品業界の資産認識率は、相当程度のばらつきが観察される。

山内(2013)は、自己創設無形資産の資産認識規準の変遷を明らかにすることを目的としたものである。山内(2013)は、IFRSを任意適用している日本企業8社の、開発投資にも焦点を当て、開発投資の会計処理に関連する注記を抜粋することで、その特徴を抽出しようとしている。

このように、ASBJ(2008)も山内(2013)も、各企業の事例を取り上げ、企業別で異なる資産認識の程度や開示方法の相違を詳細に分析している点で興味深い知見を与えている。その一方で、分析対象としたサンプル期間が短く、何らかの傾向を見出すには至っていない。

3-2 設例を用いた先行研究

研究開発投資の会計処理の相違がもたらす影響について設例を用いた先行研究として、Lev et al.(2005)および池田(2007)を挙げることができる。Lev et al.(2005)は、研究開発投資の会計処理の相違がもたらすミスプライシングの問題を論じる前提として、研究開発投資の会計処理と会計情報の関連性を、研究開発投資の成長率を交えて、設例を通じて検討した。池田(2007)は、Lev et al.(2005)の設例を変更するかたちで、研究開発投資の資産認識が利益、純資産、および利益率に与える影響について検討したものである。両先行研究の知見は、以下の2点である。

- ① 研究開発投資が每期一定の場合における資産認識(n年で均等償却)と全額費用認識の利益への影響
 - ・ n-1年までは資産認識による場合の方が、報告利益が多くなり、n年目以降は全額費用認識による場合の利益と等しくなる。
 - ・ 純資産に関しては、常に資産認識による場合の方が多く、n-1年目以降は研究開発投資の分だけ多い。
 - ・ n年目以降は、資産認識による場合の方が、総資産利益率や自己資本利益率が費用認識による場合よりも低くなる。
- ② 研究開発投資が每期一定で増加する場合における資産認識(n年で均等償却)と全額費用認識の利益への影響
 - ・ 報告利益が一致することはなく、常に資産認識による場合の方が、利益は大きくなる。

- ・純資産に関しては、常に資産認識による場合の方が多く、毎期純資産の差は、拡大していく。

このように、先行研究では、研究開発投資の会計処理および財務数値をモデル化して、利益や純資産、利益率等への影響を検討している。しかしながら、実際に研究開発投資を条件付資産認識法により行うことで、財務情報にどのような影響が生じているかは明らかにされていない。本研究は、この点を明らかにするものである。

4 ドイツ自動車製造業における研究開発会計の実態

4-1 サンプル企業の選択

IASBの要求する条件付資産認識法は、経営者の裁量が不可欠な会計処理である。したがって、実際の財務情報がどのような影響を受けるのかは不明でない⁽¹¹⁾。

そこで、本研究では、IFRSの強制適用により、研究開発投資の会計処理を条件付資産認識法に変更したドイツ企業に焦点を当てる。その中でも、自動車製造業に属する企業に焦点を当てる。ASBJ(2008)における分析対象企業において、自動車製造業に属する企業は、全ての企業が開発

図表2 サンプル企業の財務情報(一部) (単位: million euro)

BMW												
年 度	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
売上高	42,282	41,525	44,335	46,656	48,999	56,018	53,197	50,681	60,477	68,821	76,848	76,058
営業利益	3,378	3,353	3,745	3,793	4,050	4,212	921	289	5,094	8,018	8,300	7,986
総資産	55,511	61,475	67,415	74,566	79,057	88,997	101,086	101,953	108,867	123,429	131,850	138,368
研究開発投資	2,333	2,559	2,818	3,115	3,208	3,144	2,864	2,448	2,773	3,373	3,952	4,792
研究開発費	1,597	1,563	1,697	1,719	1,672	1,811	1,640	1,361	1,822	2,401	2,863	3,048
開発資産認識額	736	996	1,121	1,396	1,536	1,333	1,224	1,087	951	972	1,089	1,744
開発資産償却額	536	583	637	745	872	1,109	1,185	1,226	1,260	1,209	1,130	1,069
開発資産額(累計)	2,598	3,011	3,495	4,146	4,810	5,034	5,073	4,934	4,625	4,388	4,347	5,022

Daimler												
年 度	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
売上高	149,583	136,437	142,059	149,776	151,589	99,399	95,873	78,924	97,761	106,540	114,297	117,982
営業利益	3,860	3,412	4,612	3,221	3,377	8,710	2,730	-1,513	7,274	8,755	9,116	11,160
総資産	187,327	178,268	182,696	201,632	190,022	135,094	132,219	128,821	135,830	148,132	162,978	168,518
研究開発投資	5,942	5,571	5,658	5,649	5,331	4,148	4,442	4,181	4,849	5,634	5,644	5,385
研究開発費	5,942	5,571	5,658	5,649	5,331	3,158	3,055	2,896	3,476	4,174	4,179	4,101
開発資産認識額	0	0	0	0	0	990	1,387	1,285	1,373	1,460	1,465	1,284
開発資産償却額	0	0	0	0	0	623	638	647	719	829	982	1,138
開発資産額(累計)	0	0	0	0	0	3,963	4,716	5,353	6,009	6,659	7,160	7,310

VW

年 度	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
売上高	86,948	87,153	88,963	95,268	104,875	108,897	113,808	105,187	126,875	159,337	192,676	197,007
営業利益	4,761	1,780	1,620	2,792	2,009	6,151	6,333	1,855	7,141	11,271	11,510	11,671
総資産	108,896	119,136	126,972	133,081	136,603	145,357	167,919	177,178	199,393	253,626	309,644	324,333
研究開発投資	4,371	4,137	4,164	4,075	4,240	4,923	5,926	5,790	6,257	7,203	9,515	11,743
研究開発費	1,911	2,320	2,663	2,643	2,762	3,477	3,710	3,843	4,590	5,537	6,900	7,722
開発資産認識額	2,460	1,817	1,501	1,432	1,478	1,446	2,216	1,947	1,667	1,666	2,615	4,021
開発資産償却額	980	1,381	1,134	1,438	1,826	1,843	1,392	1,586	2,276	1,697	1,951	2,464
開発資産額(累計)	6,943	7,467	6,757	6,850	6,500	6,082	7,617	8,103	7,714	9,914	12,862	14,202

※ Daimler 社は、2007 年より IFRS 適用。2007 年の開発資産額(累計)は過年度遡及計上分も含んだ額。

※ 開発資産の除却等もあるため、前期末の開発資産額(累計)に当期の開発資産認識額を加算し、開発資産償却額を減算したものが、当期の開発資産(累計)になるわけではない。

出典：各企業のアナニュアル・レポートをもとに、筆者作成。

投資の一部を資産認識していることが明らかにされていた。そこで、本研究の目的に照らし、条件付資産認識法という IASB の要求する会計処理がもたらす研究開発投資に関連する会計情報の傾向を観察する上では、自動車製造業に焦点を当てるのが適切と判断した。

本研究では、DAX 指数の対象企業（フランクフルト証券取引所に上場するドイツの優良銘柄 30 社）のうち、自動車製造業に属する企業をサンプル企業として抽出した。その結果、BMW、ダイムラー、フォルクスワーゲンを事例分析のサンプル企業とすることとなった。図表 2 は、これら 3 社の財務情報を示したものである。以下においては、これらの財務情報を比率化するなどして、(1)研究開発投資の推移、(2)開発投資の資産認識が貸借対照表に及ぼす影響、(3)損益計算書に及ぼす影響という 3 つの視点に焦点を当て、ドイツ企業の研究開発投資の会計の実態を明らかにする。

4-2 研究開発投資総額の推移

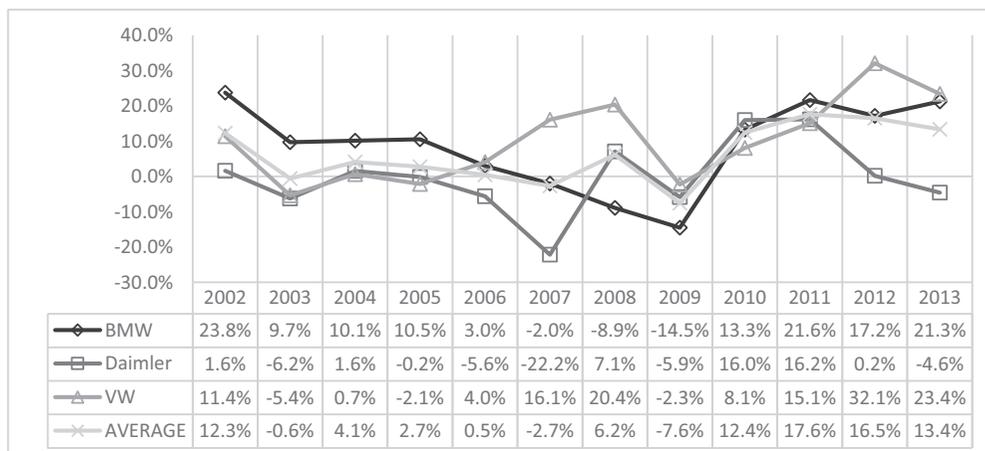
ここでは、研究開発投資の変化率の推移を観察する。変化率は以下の式により求めたものを用いる。

$$\text{研究開発投資変化率} = (\text{当期研究開発投資} - \text{前期研究開発投資}) / \text{前期研究開発投資}$$

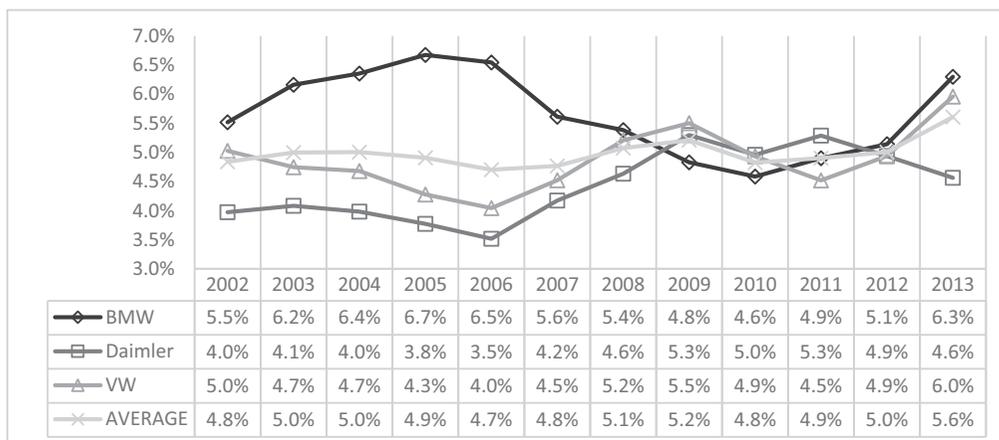
図表 3 は、上記式に基づいて算出した変化率をグラフにより示したものである。この図表からも明らかであるように、研究開発投資の変化率は年度によりバラツキがあり、必ずしも前期の研究開発投資を当期の研究開発投資の目安としていないことが読み取れる。

しかしながら、企業は、研究開発投資を無計画に行っているわけではないようである。それは、図表 4 から読み取れる。図表 4 は、売上高に占める研究開発投資の割合、すなわち研究開発集中度の推移である。この図表から、どの企業も研究開発集中度は安定して推移していることが分かる。ここで注目すべきは、ダイムラーの研究開発集中度である。2002 年から 2006 年までの研究開発集中度の平均値は 3.9% であるのに対して、2007 年から 2013 年までの研究開発集中度の平均

図表3 研究開発投資変化率の推移



図表4 研究開発集中度の推移



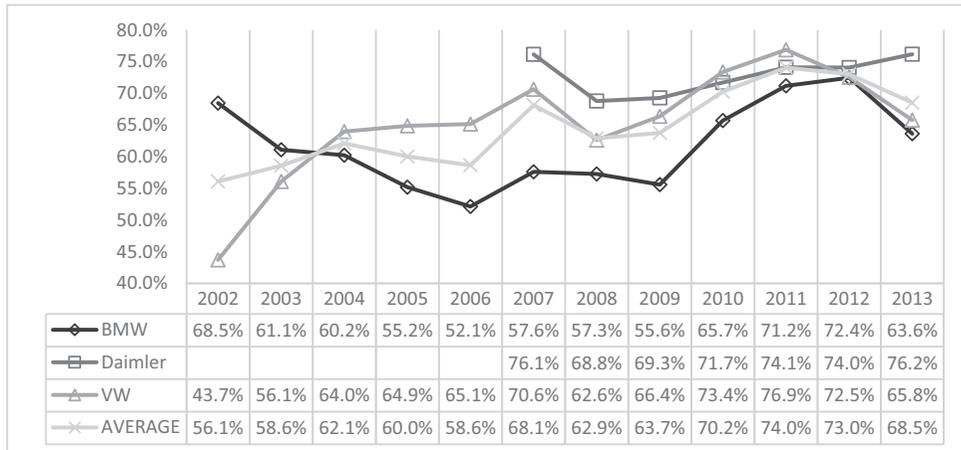
均値は4.8%と、約1%も上昇している。このきっかけの一つと推測されるのがIFRSの適用である。ダイムラーは2007年よりIFRSを適用しており、そのことが、研究開発集中度の上昇に繋がったと推察される⁽¹²⁾。

4-3 損益計算書に及ぼす影響

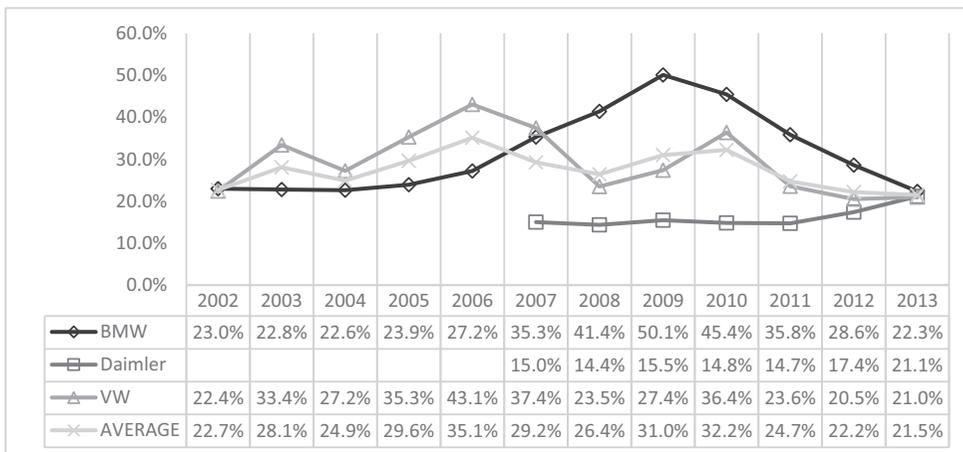
IFRSにおいて要求されている条件付資産認識法に基づいたとしても、資産として認識されず、発生時に費用認識された研究開発費の研究開発投資に対する割合を意味する研究開発費認識率の推移を観察する。図表5で示す研究開発費認識率は、IFRS適用後、徐々に増加し、現在においては概ね70%で推移している。

次に、条件付資産認識法に基づいて資産認識された開発投資の償却費の研究開発投資に対する割合を意味する開発資産償却費率の推移を図表6において観察する。この図表からは、開発資産

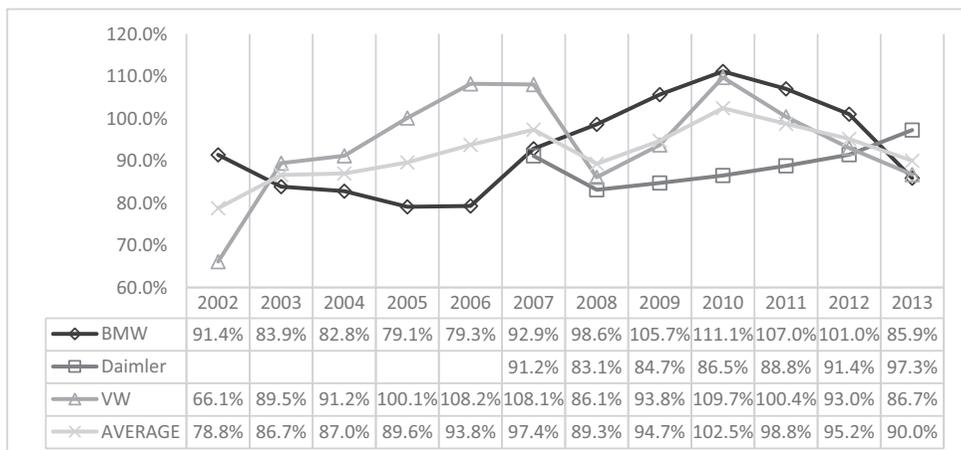
図表 5 研究開発費認識率の推移



図表 6 開発資産償却費率の推移



図表 7 研究開発関連費率の推移



償却費率は、概ね30%前後で安定しているということが読み取れる。その一方で、リーマンショック後、数年は企業による開発資産償却費率のバラツキも観察される。これは条件付資産認識法であれば生じ得る、経営者の裁量が働いた可能性を窺わせるものである。

研究開発投資を改訂IAS第38号に基づいて会計処理を行った場合に発生する費用は、研究開発投資の発生時において費用認識された研究開発費と、開発資産の償却費である。ここでは、研究開発費と開発資産償却費の合算値を、研究開発関連費と定義し、その上で、研究開発投資に占める研究開発関連費の割合、すなわち研究開発関連費率の推移を観察したのが、図表7である。

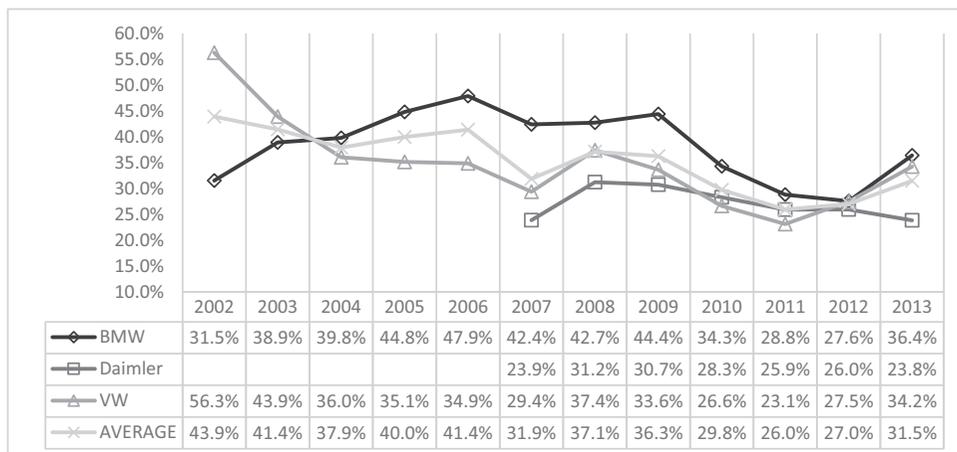
この図表7から指摘できることは、研究開発関連費率が、僅かに増加傾向にあり、2009年以降は、概ね100%前後で推移しているということである。このことは、研究開発投資と同等の研究開発関連費が認識されていることを意味する。したがって、完全に一致するわけではないが、条件付資産認識法と発生時全額費用認識法とを比較すると、利益数値に及ぼす影響自体は、同程度のもとなっている。しかしながら、この指摘は、研究開発関連費の情報価値について当てはまるものではない⁽¹³⁾。

4-4 貸借対照表に及ぼす影響

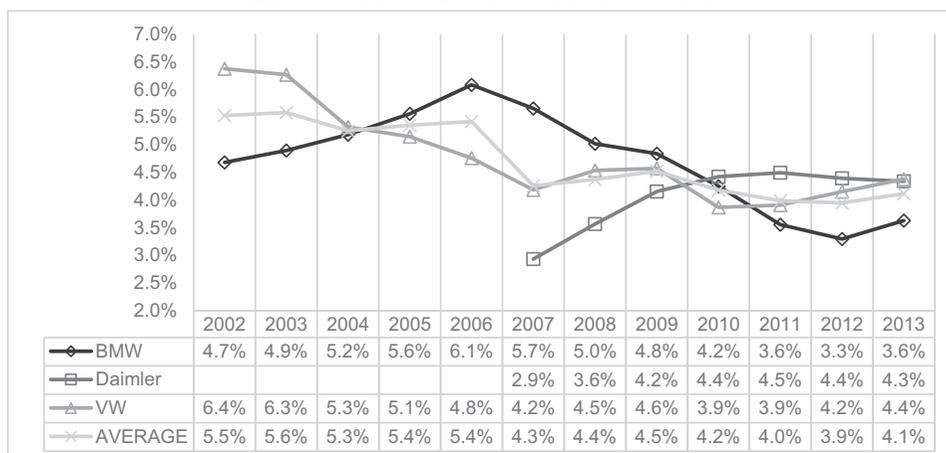
IFRS適用がもたらす貸借対照表への影響について観察する。改訂IAS第38号の主要な特徴の一つが、条件付資産認識法による会計処理であり、開発資産の認識である。

図表8は、研究開発投資に占める資産認識された開発投資の割合を意味する開発資産認識率の推移を図示したものである。これは、図表5で観察した研究開発費認識率と表裏の関係にある。すなわち、研究開発費認識率が、IFRS適用後、徐々に増加しているのに対して、この図表8からも明らかであるように、開発資産認識率はIFRS適用後、減少傾向を辿っている。IFRS適用から数年が経過した現在においては、平均値の推移が示しているように、開発資産認識率は、概ね30%

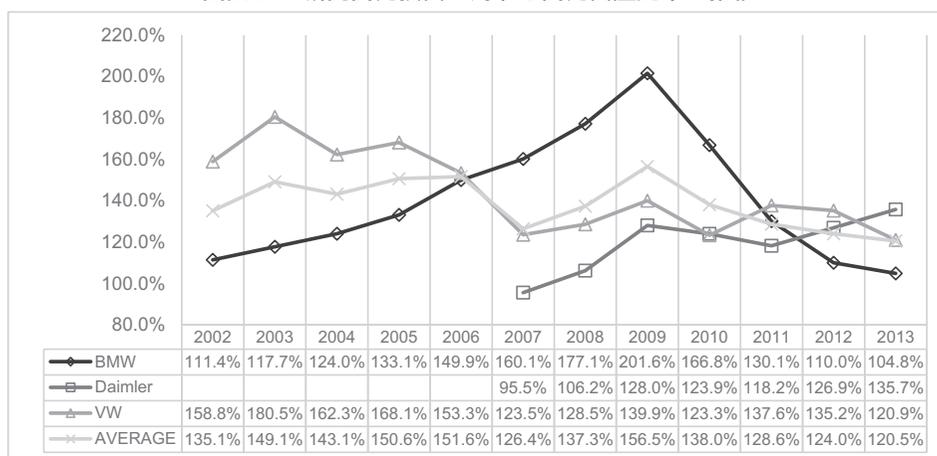
図表8 開発資産認識率の推移



図表 9 総資産に占める開発資産比率の推移



図表 10 研究開発投資に対する開発資産比率の推移



前後で推移している。

次に図表 9 は、開発資産(累積分)が企業の総資産に占める割合を示したものである。これをみると、4%程度であることが分かる。なお、実数をみると、たとえば、BMW の 2014 年における開発資産は 5,022 百万ユーロであり、総資産に対する開発資産比率は 3.6%となっている。金額的には僅少でないといえる。

さらに、図表 10 は、研究開発投資に対する開発資産(累積分)の比率の推移を、図示したものである。図表 8 でみたように、開発資産認識率は 30%前後である。しかしながら、開発資産は償却されるものの、累積されることで、毎期の研究開発投資の約 120%相当が貸借対照表に認識されているのである。自動車製造業における研究開発投資は金額的にも重要性が高いが、その額以上の開発資産が貸借対照表に認識されているということは、開発資産の額に重要性が認められる証左であろう。

4-5 財務比率等との相関関係と解釈 — 開発投資の資産認識に焦点を当てて

ここまでにおいて、条件付資産認識法が影響を与える種々の比率を計算し、グラフによりその推移および傾向を観察した。ここでは、開発投資の資産認識に焦点を当て、開発資産に関連する種々の比率と財務比率等の関係性を観察する。

両比率の関係性の確認は、相関係数を用いて行う。具体的には、ピアソンの積率相関係数を用いる。まず、開発資産認識率と総資産営業利益率(Return on Assets; ROA)の相関関係を観察した。ここでは、営業利益および総資産に、研究開発投資の会計処理を反映させない数値を用いてROAを計算して観察したところ、相関係数は0.51であり、5%水準で有意であった⁽¹⁴⁾。このことは、開発資産と利益の間には正の相関関係があるということであり、開発資産に資産性があるということを示唆している。さらに、開発投資の資産認識は、研究開発の成功を意味するものであるため、開発資産認識率の上昇は、研究開発の成功率の上昇と捉えることができる。このことを踏まえると、研究開発の成功により、ROAの上昇に繋がっていると解釈することも理解できる。

次に、研究開発集中度と開発資産認識率の相関関係についても観察をしたところ、相関係数は0.50であり、5%水準で有意であった。このことは、研究開発集中度の高い企業ほど、開発投資の資産認識を行う、すなわち研究開発の成功に繋がっていることを示唆するものである。

さらに、開発資産認識率と総資産に占める開発資産比率の相関関係についても観察した。両比率の相関係数は0.63であり、1%水準で有意であった。

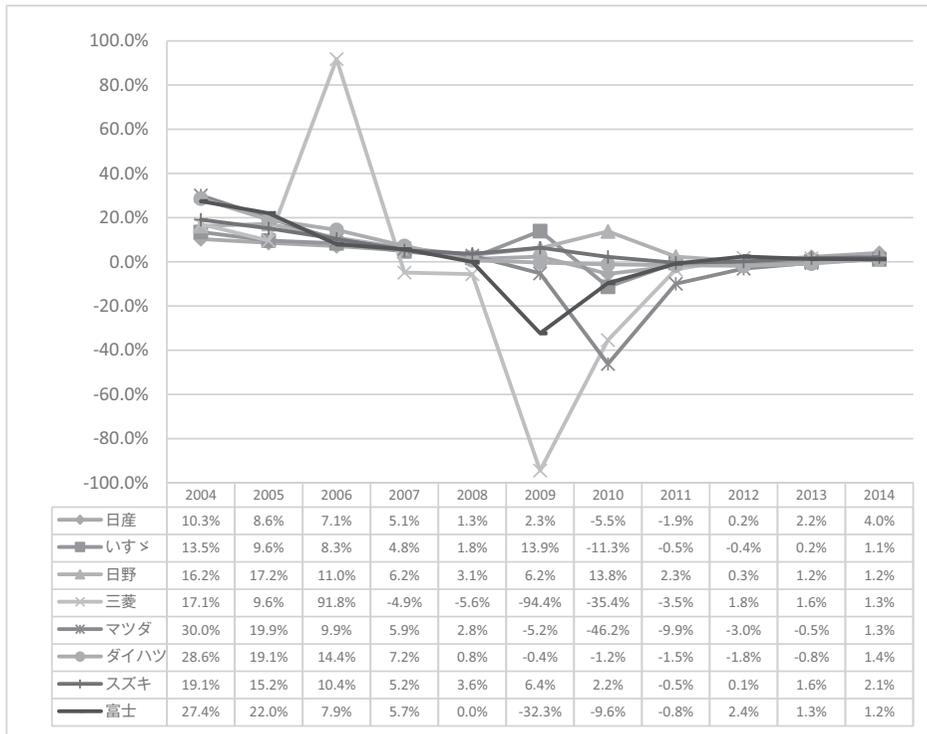
ここで明らかになった相関関係を踏まえると、次のような包括的な解釈が可能となろう。すなわち、研究開発を活発に行い、研究開発集中度の高い企業は、研究開発の成功可能性が上昇し、利益の獲得に結び付く。その結果、総資産に占める開発資産の比率が上昇するという解釈である。この解釈に照らすと、経営者の裁量が介入し、利益操作の可能性を排除できないものの、条件付資産認識法は、開発投資のうち一部が経営者の判断により資産認識されることを通じて、研究開発による利益獲得という経済的実態の表示を可能にしている会計処理といえる。

5 事例分析から得られた知見の日本企業への援用 — 修正財務情報

日本基準によれば、研究開発投資の会計処理は、製造原価とするか、一般管理費とするかという費用の区分および注記に掲載する情報の選択以外、特段の留意すべき点はないといえる。しかしながら、IFRSの規定に従う場合、上記で見たとおり、経営者の裁量によるところが多くなる。

そこで、ここでは、ドイツの自動車製造業の事例分析から得られた知見を、日本企業に援用する。日本企業が条件付資産認識法により会計処理を行ったと仮定して、財務情報を修正し、その

図表 11 会計処理変更に伴う営業利益変化率の推移(修正財務情報より)



変化を観察することとする。事例分析によれば、ドイツ自動車製造業の2013年における開発資産認識率の平均値が31.5%、開発資産償却率の平均値が21.5%、研究開発投資に占める開発資産の比率の平均値が120.5%であった。これらのことを勘案して、研究開発投資の30%を資産認識、および耐用年数を5年と仮定し、財務情報の数値に修正を施す。なお、便宜的に2004年度をIFRS適用初年度とする。

まず、営業利益に焦点を当て、修正後営業利益が修正前営業利益に対する変化率を時系列で観察する。会計処理の変更に伴う営業利益の変化率は、次の式により求める。

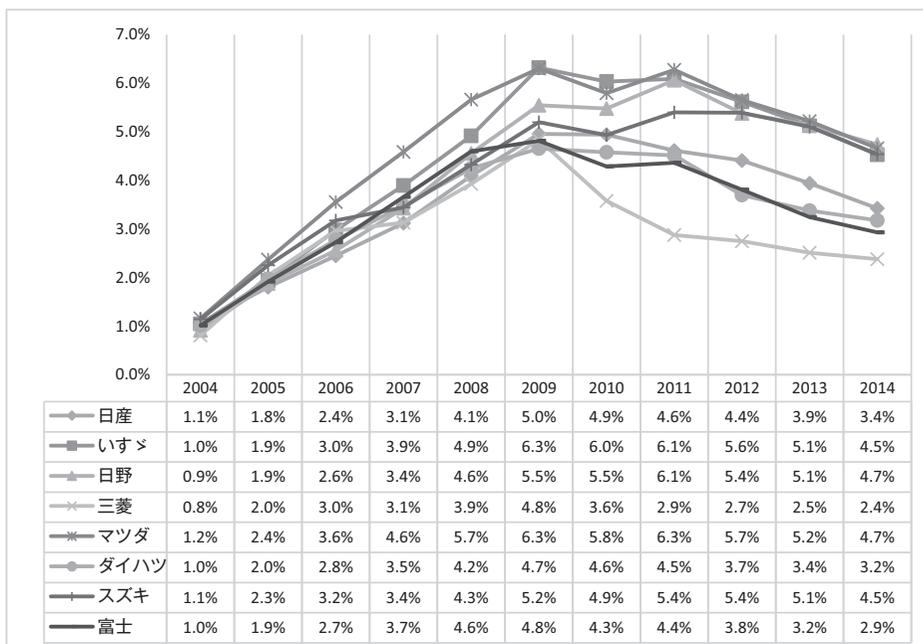
$$\text{営業利益の変化率} = (\text{修正後営業利益} - \text{修正前営業利益}) / \text{修正前営業利益}$$

図表11は、東京証券取引所第1部に上場している自動車製造業をサンプルとして、研究開発投資の会計処理を発生時全額費用認識法から条件付資産認識法へ変更した場合における、営業利益の変化率をグラフ化したものである。この数値が高いほど、会計処理の変更に伴い、営業利益が上方に修正されたことを意味する。

図表11からも明らかのように、三菱重工の2006年度と2009年度の変化率は特異である。しかしながら、それ以外の全体的な傾向としては、適用初期は利益を上方に変化するものの、徐々に会計処理変更の影響が薄れ、変化率も0%に収斂していることが読み取れる。

図表12は、条件付資産認識法に基づいて認識される開発資産の総資産に占める割合を示した

図表 12 総資産に占める開発資産比率の推移(修正財務情報より)



図表 13 実数でみる 2014 年度の開発資産と他の財務情報の比較(単位：百万円)

	研究開発投資	開発資産(累計)	修正後営業利益	修正後総資産
日産自動車	500,595	521,084	518,273	15,224,487
いすゞ自動車	66,621	72,098	176,211	1,593,855
日野自動車	46,250	50,183	113,514	1,059,599
三菱自動車工業	36,714	37,601	125,048	1,581,491
マツダ	99,363	109,722	184,499	2,355,758
ダイハツ工業	46,482	47,514	148,809	1,497,056
スズキ	127,090	136,577	191,730	3,010,651

出典:各企業の有価証券報告書をもとに筆者作成。

ものである。この図表からは、認識される開発資産は、総資産の概ね5%程度であるということを描き得る。図表13は、財務情報修正後の、2014年度における開発資産の実数ベースで示したものである。ここから、貸借対照表に認識される開発資産が、他の財務情報と比較しても、金額的に大きいものであることが分かる。

これら修正財務情報より、次のことが明らかになった。まず、事例分析と同様に、利益の総額自体には、会計処理の変更は大きな影響を及ぼさない。しかしながら、条件付資産認識法に基づき認識される開発資産は、貸借対照表に占める比率だけでなく、実数ベースでも、大きな影響を及ぼすものである。したがって、研究開発投資に関する会計処理の発生時全額費用認識法が

ら条件付資産認識法への変更は、財務情報に多大な影響を及ぼすことが明らかになった。

6 むすびに

研究開発投資の会計処理には、条件付資産認識法と発生時全額費用認識法とが存在しており、国際的に収斂していない。このような状況にあって、本研究では、IASBが要求している研究開発投資の会計処理である条件付資産認識法の適用により、財務情報にどのような影響が生じるかについて、ドイツの自動車製造業に焦点を当てて、事例分析を行った。加えて、日本企業の財務情報に、事例分析から得られた知見を援用して、その影響を観察した。その結果、次の点が明らかになった。

- ① 経営者の裁量の介入を要求する条件付資産認識法は、意思決定支援機能から説明可能な会計処理であり、経営者の裁量の介入を容認しない発生時全額費用認識法は、契約支援機能から説明可能な会計処理である。
- ② 条件付資産認識法で認識される研究開発関連費(研究開発投資の発生時に資産認識されなかった研究開発費および開発資産償却費の合計額)は、研究開発投資額と同等で推移しており、これは発生時全額費用認識法による場合の研究開発費と近似している。そのため、会計処理の相違は、利益の総額には大きな影響を及ぼしていない。
- ③ ドイツ企業の事例分析から、条件付資産認識法に基づき資産として認識される開発投資は、研究開発投資の約30%であり、さらに開発資産の累計額は総資産の約4%を占め、毎期の研究開発投資の120%に相当するものとなっており、金額的にも重要性があることが明らかになった。
- ④ ドイツ企業の事例分析の知見を日本企業に援用させた結果、ドイツ企業の事例とほぼ同様の財務情報が導出された。そのため、同様の指摘を行うことができる。

現在、概念フレームワークにおいては、意思決定支援機能が尊重されており、そのことが会計基準設定にも影響を及ぼしている。したがって、現在の会計制度に基づけば、経営者の裁量を織り込んだ財務情報を提供可能とする条件付資産認識法の方が、制度理論と統合的な会計処理と判断できる。

しかしながら、会計基準には、虚偽の報告をさせないという点や比較可能性を担保するという点も期待されている⁽¹⁵⁾。概念フレームワークにおける規定が全て精確とは断言できないことも踏まえると、虚偽報告の防止という視点も、会計処理の選択においては欠かせないと考えられる。

この視点からの考察については、他業種における事例分析、ならびに事例分析の知見を反映させた実証分析の可能性の模索と合わせて、今後の課題としたい。

- (1) 企業会計基準委員会が、2014年7月に公表した「修正国際基準」(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)の公開草案では、①のれんの非償却、②その他の包括利益のリサイクリング処理および当期純利益に関する項目、③公正価値測定範囲と並んで、研究開発投資の会計処理が、「会計基準に係る基本的な考え方に重要な差異がある」とされた。しかしながら、研究開発投資の会計処理は、修正国際基準においては、IFRSによる要求を修正せずに、受け入れている。

企業会計基準委員会(2014)『「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」の公開草案の公表にあたって』企業会計基準委員会、p.6。

- (2) IASB(2004)IAS No.38(revised) *Intangible Assets*, IASB, pars.54-55。(企業会計基準委員会訳(2012)『国際財務報告基準(IFRS)2012』中央経済社。)
- (3) *Ibid.*, pars.57-58。(同訳書。)

なお、開発投資の資産認識規準は、以下の6点である。

- ①利用あるいは販売できるようにその無形資産を完成させる技術的実行可能性
- ②その無形資産を完成させ、それを利用あるいは販売する意図
- ③その無形資産を利用あるいは販売する能力
- ④その無形資産がどのように発生可能性の高い将来の経済的便益を創出するか。とりわけ、企業はその無形資産のアウトプットについての市場、またはその無形資産それ自体についての市場の存在を、あるいは内部で利用されるのであれば、その無形資産の有用性を立証できる。
- ⑤その無形資産の開発を完成させ、かつ利用あるいは販売するために必要となる適切な技術的、財務的およびその他の資源の利用可能性
- ⑥開発期間中のその無形資産に帰属する支出を測定する能力

- (4) FASB(1974)SFAS No.2, *Accounting for Research and Development Costs*, FASB, pars.39-40。(日本公認会計士協会国際委員会訳(1984)『米国FASB財務会計基準書外貨換算会計他』同文館。); 企業会計審議会(1998)『研究開発費等に係る会計基準』企業会計審議会、三、2。

なお、アメリカの会計基準は、従来、財務会計基準ステートメント(Statement of Financial Accounting Standards; SFAS)であったが、2009年に会計基準編纂書(Accounting Standards Codification)として改められた。ただし、本論文では、SFASを用いることとする。

- (5) FASB, *op.cit.*, par.12。(同訳書。); 企業会計審議会『前掲基準』三。
- (6) *Ibid.*, par.24。(同訳書。)
- (7) IASB, *op.cit.*, par.72。(同訳書。)
- (8) 須田一幸(2000)『財務会計の機能—理論と実証』白桃書房、pp.13-25。
- (9) たとえば、IASBが2010年に公表した概念フレームワークにおいても、報告実体に関して、情報利用者の意思決定に資する情報の提供が、一般目的財務報告の目的であるとしている。

IASB (2010) *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*, IASB, par.OB2.

- (10) 斎藤静樹 (2010b) 『会計基準の研究』(増補版)中央経済社, pp.124-126。
- (11) Chamber et al. (2003)や Lev & Sougiannias(1996)等では、アメリカ企業が、条件付資産認識法による会計処理を行ったと想定して、財務情報を修正し、価値関連性分析を行っているが、実際の財務情報に基づいたものではない。
- (12) なお、BMW およびフォルクスワーゲンは、サンプル期間以前より IFRS を適用している。
- (13) なお、サンプル期間は短い、以下の文献では、発生時全額費用認識法による場合の費用と、条件付資産認識法による場合の費用の価値関連性を比較している。そこでは、条件付資産認識法による場合の費用の方が、価値関連性が低く、費用としての純度が高いことを指摘している。
- 野口倫央(2011)『研究開発会計の研究』(博士学位論文:愛知学院大学), 第6章。
- (14) 営業利益および総資産に、研究開発投資の会計処理を反映させない数値を用いて ROA を計算した場合も、同様の結果が得られた。
- (15) 濱本道正 (1997) 「研究開発費の『資産性』をめぐって」『COFRI ジャーナル』第29巻, p.70。; 斎藤静樹 (2010a) 『企業会計とディスクロージャー』(第4版)東京大学出版会, pp.9-10。

参考文献

- 池田健一 (2007) 「研究開発費の会計処理に関する一考察」『商学論叢』(福岡大学)第51巻第4号, pp.1-18。
- 企業会計基準委員会 (2008) 『社内発生開発費のIFRSのもとにおける開示の実態調査』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会 (2014) 『「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」の公開草案の公表にあたって』企業会計基準委員会。
- 企業会計審議会 (1998) 『研究開発費等に係る会計基準』企業会計審議会。
- 斎藤静樹 (2010a) 『企業会計とディスクロージャー』(第4版)東京大学出版会。
- 斎藤静樹 (2010b) 『会計基準の研究』(増補版)中央経済社。
- 須田一幸(2000) 『財務会計の機能—理論と実証』白桃書房。
- 野口倫央(2011) 『研究開発会計の研究』(博士学位論文:愛知学院大学)。
- 濱本道正 (1997) 「研究開発費の『資産性』をめぐって」『COFRI ジャーナル』第29巻, pp.62-70。
- 山内暁 (2013) 「国際財務報告基準における自己創設無形資産に係る認識基準—近時の議論からみる変容なき変化—」『早稲田商学』(早稲田大学)第434号, pp.313-379。
- Chambers, D., R. Jennings and R. B. Thompson II (2003) "Managerial Discretion and Accounting for Research and Development Costs," *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, Vol.18, No.1, Winter, pp.79-113.
- FASB (1974) SFAS No.2, *Accounting for Research and Development Costs*, FASB. (日本公認会計士協会国際委員会訳(1984) 『米国 FASB 財務会計基準書外貨換算会計他』同文館。)
- IASB (2004) IAS No.38 (revised) *Intangible Assets*, IASB. (企業会計基準委員会訳 (2012) 『国際財務報告基準 (IFRS) 2012』中央経済社。)
- IASB (2010) *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*, IASB.

- Lev, B., B. Sarath, and T. Sougiannis (2005) "R&D Reporting Biases and Their Consequence," *Contemporary Accounting Research*, Vol.22, No.4, pp.977-1026.
- Lev, B. and T. Sougiannis (1996) "The Capitalization, Amortization, and Value-Relevance of R&D," *Journal of Accounting and Economics*, Vol.21, No.1, pp.107-138.